



島根県報

平成17年 4 月 1 日 (金)
号外 第 56 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県立宍道湖自然館の観覧料の徴収事務及び観覧料の還付金の支出事務の委託 (水 産 課)
の解除

告 示

島根県告示第468号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により雲南市木次町山方271番地13財団法人ホシザキグリーン財団に委託していた島根県立宍道湖自然館の観覧料の徴収事務及び観覧料の還付金の支出事務については、平成17年3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により告示する。

平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

